

「公共工事に関する入札契約の適正化について」(中建審検討委員会報告書)の概要

改革の基本的考え方

- ・企業の適切な競争・再編淘汰の過程を通じて、建設業全体の健全な発達を促進する。
- ・価格と品質が総合的に優れた、最も価値の高い調達を目指す。
- ・そのため、技術と経営を磨き、より良い仕事をするのが次の仕事につながるような「良い循環」を造ることが重要。

改革の具体的対策

・価格競争から企業の総合的な能力による競争への転換

1) 企業の総合的な能力を反映できる入札契約方式の導入促進

競争参加時の適切な審査の実施

競争参加時に施工実績、工事成績、社会貢献等の適切な審査を行うとともに、建設業者に対して品質確保・向上への政策的なインセンティブを付与する観点から、競争参加条件の1つとして建設業者の工事成績を重視する工事成績重視型競争入札方式を導入すべき。

総合評価方式の拡充・普及促進

透明性・公平性を確保しつつ、評価項目の充実等による総合評価方式の拡充と一層の普及を図るべき。

- ・民間の技術力の一層の活用を図る観点から、設計施工一括方式の活用を図ることが適当。また、複数回の審査により、順次競争参加者を絞り込む多段階審査方式の導入についても検討すべき。
- ・過去の同種工事の実績・成績、配置予定技術者の資格及び経験のほか、地域特性や工事特性に応じた事項等であって、当該工事の施工に係るものを合理的、客観的に評価、点数化して、落札者決定に反映させる施工能力簡易評価方式を導入すべき。

入札における偶然性の排除

入札における偶然性の排除の観点から、最低制限価格の事前公表等の抑制や最低価格で入札した者が複数いるときには過去の工事成績や処分歴等を考慮する評価手法を導入すべき。

2) 一般競争方式の導入・拡大に際しての条件整備の徹底

WTO対象工事以外の中小工事まで一般競争方式の対象を拡大する場合には、適正な施工を確保する観点等から、適切な競争参加条件の設定、企業評価の実施等必要な条件整備を徹底すべき。

3) 調達目的・内容に応じた入札契約方式の採用

どのような調達の場合にいかなる入札契約方式(分離発注、設計・施工一括発注方式、CM方式等)を選択することが最も望ましいのか、より明確にするとともに、その考え方を普及すべき。

・公正な市場環境の整備

ダンピング防止対策の徹底

配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置の導入を検討すべき。

不良不適格業者の排除の徹底

一括下請負に該当するケースのより一層の明確化等不良不適格業者の排除を徹底すべき。

入札談合等不正行為の排除の徹底

指名業者名の事後公表を拡大する等談合防止の観点からの情報公表の改善を行うべき。また、悪質性が高い談合に対して、厳しい指名停止措置や違約金徴収を行うべき。この際、基準に従った客観的な運用が必要。

・改革を支える基本システムの整備

経営事項審査制度の見直し

完成工事高に係る評点テーブルの見直しと災害時の貢献についての加点評価を行うべき。

工事成績評定の拡大と統一

工事成績評定については、その活用の範囲の拡大の必要性を踏まえ、できる限り発注者間で統一のとれたものとすべき。

第三者機関と苦情処理体制の整備

当事者からの苦情への適切な対応と入札監視委員会等の第三者機関の活用が徹底されるよう、新たな体制整備等について幅広く検討を行うべき。

許可行政庁が保有する企業情報の活用

許可行政庁が保有する工事経歴や処分履歴など企業情報を各発注者が有効に活用できるよう、情報のデータベース化等の必要な方策を検討すべき。また、発注者支援データベースについて、市町村等への普及拡大を積極的に推進すべき。

・関係者の連携強化と発注者支援

発注者支援のための外部機関の活用促進

都道府県の建設技術センターの活用、国及び都道府県の発注関係・建設業関係部局との連携等を進めるとともに、民間事業者の活用についても検討すべき。

発注関係業務に従事する専門家の育成

発注関係業務を適切に遂行することができる個人としての専門家の育成を進めるべき。また、資格の付与や認定方式を含め、必要な体制の整備についても検討が必要。

終わりに

入札契約制度に関する様々な課題についてその方向性を示したところであるが、盛り込まれた項目の中には、品質確保法の制定等により既に具体化されたものもある一方で、具体化に際しては、更に掘り下げた議論を必要とするものも少なくない。これらについては、具体化のための検討を行い、逐次、速やかに実施に移すことが期待される。